

議案第135号

佐野新都市バスターミナルの指定管理者の指定について

佐野新都市バスターミナルの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年12月4日提出

佐野市長 岡 部 正 英

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

佐野市越名町2043番地2

佐野新都市バスターミナル

2 指定する指定管理者

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

ジェイアールバス関東株式会社

代表取締役社長 中 村 泰 之

3 指定管理者に指定する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

理 由

佐野新都市バスターミナルについて、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせる

ことができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 …省 略…

議案第135号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	ジェイアールバス関東株式会社
種 別	株式会社
設立年月日	昭和63年3月4日
資 本 金	40億円
総従業員数	970人（うち、佐野支店87人）
設立の趣旨	【行動規範】

JR東日本グループは基本理念のなかで、安全・正確な輸送、利用しやすく質の高い商品提供に努め、サービスレベルと技術水準の向上に向けてチャレンジを続けること、豊かな生活の実現、地域社会の文化の向上と地球環境の保護に貢献することを宣言しました。当社は、この理念のもと「ジェイアールバス関東株式会社行動規範」を定め、社員の一人ひとりが「企業倫理に基づく行動」と「法令を遵守する」ことを基本として、良識ある企業活動を心がけることを誓います。

- (1) 法令を遵守します。
- (2) 安全運行に徹します。
- (3) 安心快適なサービスを提供します。
- (4) 異常事態に適切に対処します。
- (5) お客さまとのコミュニケーションを大切にします。
- (6) 職場環境を整備します。
- (7) 適正な会計処理を行います。
- (8) 社員の人格を尊重します。
- (9) 情報を厳正に管理します。
- (10) 社会に貢献します。
- (11) 環境保護に取り組みます。
- (12) 違背者には厳正に対処します。

事業概要	(1) 旅客自動車運送事業
	(2) 自動車整備業、自動車小売業及び自転車小売業
	(3) 旅行業

- (4) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (5) 自動車ターミナル事業
- (6) 広告業
- (7) 駐車場の経営、倉庫業、小荷物預かり業及びコインロッカー業
- (8) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (9) 酒類、煙草、郵便切手類、印紙、医薬品、化粧品、書籍及びスポーツ用品の小売業
- (10) 車両の運行、運行管理、点検及び保守に関する業務の請負

類似施設の
管理実績

- (1) 佐野新都市バスターミナルの指定管理
- (2) 東京駅 J R 高速バスターミナル
- (3) J R 大宮駅屋上駐車場
- (4) J R 海浜幕張駅高架下駐車場
- (5) 佐野新都市バスターミナル第 2 駐車場